

(別添)

○基礎研究推進事業(11人)

	氏名	所属	分野
委員長	磯貝 彰	奈良先端科学技術大学院大学特認教授	植物・分子生物学
副委員長	原田 宏	山形県農業研究研修センター総長	植物生理学
委員	上野川修一	日本大学生物資源学部教授	栄養学
	高橋 迪雄	味の素(株)健康基盤研究所顧問	生理学
	小沼 操	元北海道大学大学院獣医学研究科教授	感染症学
	武田 和義	岡山大学資源生物科学研究所長	植物育種学
	塚越 規弘	放送大学愛知学習センター所長	微生物学
	鎮西 康雄	鈴鹿医療科学大学医用工学部教授	昆虫学
	秋田 重誠	滋賀県立大学環境科学部教授	作物生態学
	今中 忠行	京都大学大学院工学研究科教授	生物工程学
専門委員	松山 倫也	九州大学農学研究院動物資源科学部門教授	水産学

○異分野融合研究支援事業(15人)

	氏名	所属	分野
委員長	熊谷 英彦	石川県立大学生物資源工学研究所教授	応用微生物学
副委員長	坂野 好幸	東京農工大学名誉教授	高分子化学
委員	鈴木 信孝	日本補完代替医療学会理事長 金沢大学大学院医学系教授	医学
	三枝 正彦	豊橋技術科学大学特認教授	土壌学、作物学
	前川 孝昭	筑波大学名誉教授 国際農業工学会事務局長	バイオマス、環境
	門谷 茂	北海道大学大学院水産科学研究院教授	水産学
	奥野 哲郎	京都大学大学院農学研究科教授	植物病理学
	大塩 裕陸	レインボー薬品(株)顧問	産業界
	塩谷 捨明	大阪大学大学院工学研究科教授	化学工学
	森川 弘道	広島大学名誉教授	植物生理学
	渡邊 昌	(独)国立健康・栄養研究所理事長	医学、栄養学
専門委員	岩元 久雄	九州大学名誉教授	畜産学
	大滝 義博	(株)バイオフィロンティアパートナーズ代表取締役社長	産業界
	白木原国雄	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	水産学
	土井 邦雄	東京大学名誉教授	畜産学

2-② 課題採択の審査に当たって、農林水産省で行われている他のプロジェクトや、他府省の競争的研究資金制度採用提案との重複を排除する仕組みについて示されたい。また、申請書にエフォートを記入するシステムとなっているか示されたい。

1. 新規採択課題の審査に当たっては、次の方策によって重複排除を徹底している。
 - ① 申請書において、現在実施中の研究課題及び応募中の研究課題について、申請者自身から申告させる
 - ② 第二次審査の対象となる課題については、生研センターが事前に、農林水産省を通じて他府省の競争的研究資金制度における重複（含む申請中）の有無、プロジェクト研究における重複の有無を確認する
 - ③ 第二次審査の際に申請者自身から他の研究助成制度によって実施中又は申請中の類似課題の有無について説明を求める

2. また、エフォートの確保については、総合科学技術会議におけるエフォートの定義に則り、申請書に初年度に見込まれるエフォート率を記載させており、特に研究代表者については、原則として50%以上のエフォートを確保するよう求めている。

3. 実施体制

3-① 実施機関である生研センター内に独立（独自）の本事業推進体制を設置する予定はあるか。

従前より生研センターには、基礎的研究業務に関する事務のみを行う基礎研究課と技術開発課を置き事業推進に務めている。また、生研センターの組織とは別に課題の選定及び評価を実施する選考・評価委員会を置いており、両者は密に連携を図っているところである。

今後とも必要に応じた体制の充実及び連携の更なる強化を図り、イノベーション創出に一層邁進して参りたい。

（参考）生研センターにおける「イノベーション創出基礎的研究推進事業」の推進体制

「イノベーション創出基礎的研究推進事業」のうち「技術シーズ開発型」

基礎研究課	—	基礎研究企画係	（課題の募集、評価・成果広報の運営等）
		基礎研究管理係	（研究機関との契約事務）
総括	PO1 — PO	8	（課題の採択、採択課題の進行管理、評価）

「イノベーション創出基礎的研究推進事業」のうち「発展型」

技術開発課	—	技術開発企画係	（課題の募集、評価・成果広報の運営等）
		技術開発管理係	（研究機関との契約事務）
総括	PO1 — PO	5	（課題の採択、採択課題の進行管理、評価）

3-② 生研センターにおいて、研究の質の向上や研究成果の活用のための支援および研究成果の普及等を実施するとしているが、具体的な組織について示されたい。

1. 「研究の質の向上」については、選考・評価委員会による事前評価、中間評価及び事後評価や基礎的研究業務担当課による研究終了後満5年を経過した時点で行う追跡調査により努めているところである。
2. 「研究成果の活用のための支援」については、特許出願経費や技術シーズの展示会であるアグリビジネス創出フェアへの参加費用等について間接経費による支出を認めているほか、本事業により研究開発した成果を利用した事業活動を行う場合に、中小企業金融公庫の特別貸付制度、特許料等の減免措置等、事業化支援措置の特例が受けられるS B I R制度に事業を登録している。
3. 「研究成果の普及等」については、毎年度、定期的に成果発表会を開催しているところである。
4. これらの業務については、基礎的研究業務に関する事務のみを行う基礎研究課と技術開発課を中心に実施しているところである。

3-③ 「イノベーション創出基礎的研究推進事業」と「新たな農林水産政策を推進する
実用技術開発事業」の両事業間のP0同士のコミュニケーションを行うとしてい
るが、具体的な連携の方策について示されたい。

1. 生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）における「イノベーション創出基礎的研究推進事業」（以下、「基礎的研究事業」という）次号を担当するP0及び農林水産省における「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」（以下、「実用技術事業」という）を担当するP0の間で、担当する研究課題の進捗状況、中間評価状況等の情報交換を定期的に行うことを考えている。
2. 具体的な連携方策については、今後の新たな試みとしてのP0同士のコミュニケーションを行う中で生まれてくることを期待しているが、例えば、「基礎的研究事業」において進捗が順調であり、行政ニーズにも適合する研究について、「実用技術事業」に移行することが妥当であると両事業のP0が判断した案件については、「基礎的研究事業」の研究最終年度の早い時期に、P0の進行管理のなかで、研究計画を発展させ「実用技術事業」に応募することを研究者に助言することなどが想定される。

3-④ 本事業におけるP0、PDは専任か、兼任か、また夫々の役割、責任、権限について示されたい。

PD 1名及びP0（含総括P0）15名はいずれも専任である。

PD及びP0の役割は、「競争的研究資金制度改革について」（平成15年4月21日総合科学技術会議）に示される基本的役割を踏まえつつ、農林水産省の競争的資金制度であるといった特性に鑑み、生物系特定産業技術に関する高度な専門的知識、経験又は技術を必要とする役割を担っている。

具体的な責任・権限は以下のとおり。

【PD】

- ・競争的研究資金の審査評価業務の総括
- ・制度のマネジメントシステムの向上
- ・評価者候補の決定
- ・採択候補課題の決定
- ・資金配分方針の決定
- ・プログラムオフィサーへの助言、指導及び総合調整等
- ・事業の運営方針の決定

【P0】

- ・評価者候補の選定
- ・外部評価に基づき、採択候補課題の作成（優先順位付け、研究費の査定、研究分担者の必要性、重複の排除）
- ・評価内容や不採択の開示
- ・採択課題について、研究計画の改善点の指摘
- ・進捗状況や予算執行状況を把握。必要に応じ現地調査
- ・研究計画の変更の提言
- ・事業の運営方針（案）の作成

3-⑤ 総括P02名は、「技術シーズ開発型」1名、「発展型」1名と理解してよいか。
P013名は複数の課題を担当するのかわを示されたい。

ご理解のとおり、総括P0は「技術シーズ開発型」と「発展型」で別々に雇用することとしており計2名である。

P013名はいずれも、新規採択課題及び継続課題について複数課題担当している。現行の事業においては、総括P0も含めて1人当たり平均8課題を担当している。

3-⑥ イノベーションの創出、研究の着実な発展のためのシームレスな仕組みの構築について、具体的な方策を示されたい。

成果の上がった研究を継続的に支援し、優れた研究を基礎から応用段階まで切れ目なく推進するために、「技術シーズ開発型」から「発展型」に移行する際に終了前評価を導入し、当該評価の結果の活用等を通じてシームレスな資金制度を構築することとしている。

4. 評価体制

4-① 平成15年度に実施された競争的研究資金制度の評価において、「研究制度評価を行う仕組みを整備することが望まれる」と指摘されているが、本事業に係る研究制度評価について、農林水産省として、どういう取組み方針であるかを示されたい。

本事業は、独法が交付金で実施する事業であり、その運営については、中期目標による指示等により独法の裁量で行うこととなっている。このため、当省としては、独法評価委員会が実施する毎年度の実績評価の中で本事業の評価を実施し、効率的な運用を図る方針である。なお、評価にあたっては、本事業のみで1つの評価単位（評価ランクや評価コメントを決定する単位）となるようにし、独法評価委員・専門委員の中から5名程度の担当の委員を設ける予定である。

4-② ヒアリング時の説明では、「本事業の評価は年々の独法機関評価で行う」との説明であったが、組み替え前の2事業のH18年度の独法評価結果が組み替えに反映されているか示されたい。

本事業の組み替えは、組み替え前の2事業に関する平成18年度の独法評価（論文発表、国内特許等出願が中期計画の目標に対してやや遅れているものの、これ以外の課題の公募・採択、研究の管理・評価、成果の公表の一連の業務運営は順調に行われており、総じて評価できる等）、イノベーション25、総合科学技術会議の提言等を踏まえ、基礎から応用までの切れ目のない研究制度体系の構築を図るものである。

なお、組み替え前の2事業の独法評価委員会の評価結果、平成18年度事業の業務実績報告書、評価に用いられた資料等は別紙のとおりである。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の
平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果

平成19年8月

農林水産省独立行政法人評価委員会農業技術分科会

区 分	ウエイト*	ランク	コ メ ント
総合評価			略
第1			略
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			略
2-1~ 2-2			略
2-3 生物系特定産業に関する基礎的研究の推進	0.10 (0.070)	A	「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」等の競争的研究資金制度に基づく研究については、論文発表、国内特許等出願が中期計画の目標に対してやや遅れているものの、これ以外の課題の公募・採択、研究の管理・評価、成果の公表の一連の業務運営は順調に行われており、総じて評価できる。また、18年度に研究終了後5年を経過した研究課題について追跡調査を試行した点も評価できる。課題の採択・評価等にあたっては、引き続き、公正性・透明性の確保に努めるとともに、今後、追跡調査の結果を事業目的の達成のために活用することを期待する。
2-4~ 2-8			略
第3~第7			略